

世田谷区児童相談所の里親 支援を振り返って

令和5年6月4日

土橋 俊彦

世田谷区児童相談所元所長
(現目黒区子ども家庭支援センター)

「児童相談所設置・運営画」

基本方針

平成28年の児童福祉法改正により、子どもが権利の主体であること、意見を尊重されること、最善の利益を保障されることが同法の理念として明確化された。

区は、この改正法の理念に則り、区民生活に密着した基礎自治体として、児童相談のあらゆる場面において子どもの権利が保障され、その最善の利益が優先された「みんなで子どもを守るまち・せたがや」の実現を目指す。

「世田谷区児童相談所設置・運営計画 (令和元年7月)」に示した考え方

【区におけるフォスタリング業務の考え方と当面の取組み】

まずは里親と児童福祉司の顔の見える関係づくりに努め、信頼関係の構築を進めるとともに、児童福祉司が虐待対応に専念出来るよう、リクルートは委託を進める。また委託先のフォローとして、チーム養育体制を継続する。

【区における外部委託の範囲】

ガイドラインで示された外部委託の方向性も踏まえつつ、児童相談所開設当初は里親支援業務の安定的な運営と両立を図るため、外部委託の範囲を次のとおり定める。

ア、啓発・リクルートから研修・トレーニングの一元的な外部委託

リクルートから研修・トレーニングを一元的に担うことで、里親希望者のアセスメントをしたうえで、個々の状況に応じた研修・トレーニングを行い、里親の養育力向上を図る。また、行政にはない多様な手法による広報啓発活動により、新たな里親希望者の掘り起こしを行い、里親登録数の拡大につなげる。上記の業務に精通した民間事業者に委託をする。

イ、里親養育の支援業務(チーム養育体制の継続)

現在、東京都が実施している「チーム養育体制」による里親養育の支援と同様の体制を構築する。

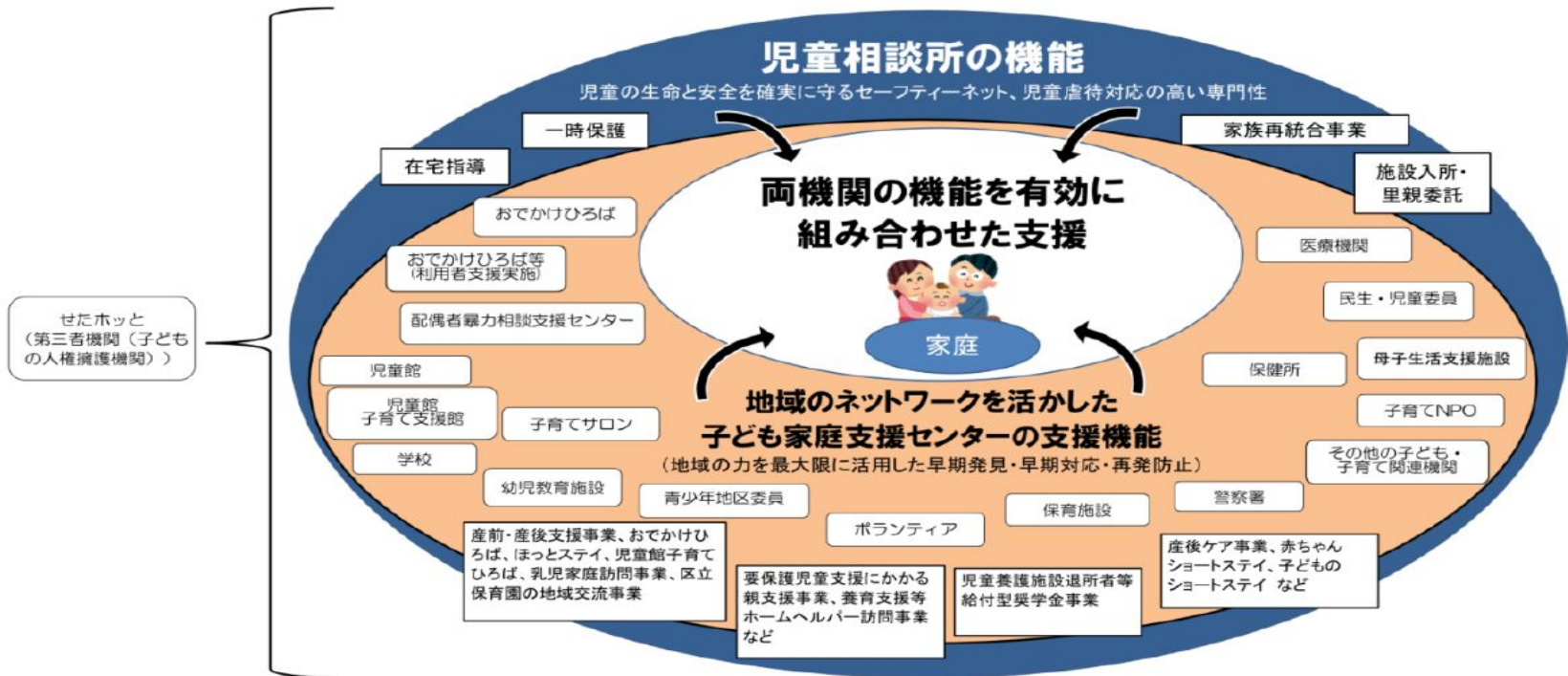
世田谷区児童相談所の特徴

- 親子支援チーム
地域担当のバックアップ 親子再統合に向けた支援
- 常勤保健師
医療機関との連携強化、地域の保健師との連携、子どもの発育・
発達相談
- 医師【委託 5/w】...
医療相談(虐待の影響、トラウマ...医学的アセスメントと医学的
助言)
- 弁護士【委託 2/w】... 弁護士相談
- 子ども家庭支援センターとの一元的運用

子ども家庭支援センターと 児童相談所の一元的な運用

「のりしろ型」支援のイメージ

子ども家庭支援センターと児童相談所の強力な連携の下、必要に応じ、問題の解決まで協働でかかわり、両機関の持つ機能を有効に組み合わせた支援を行います。



里親登録の実績

	R2.4.1 現在	R3.3.31 現在	R4.3.31 現在	R5.3.31現 在
養育家庭の登録数 (うち二重登録)※	44	50 (6家庭)	53 (8家庭)	無
(養育家庭のうち 専門養育家庭の登録数)		(1)	(1)	一
養子縁組里親	36	44	48	母
合計	80	94 (6家庭)	101 (8家庭)	

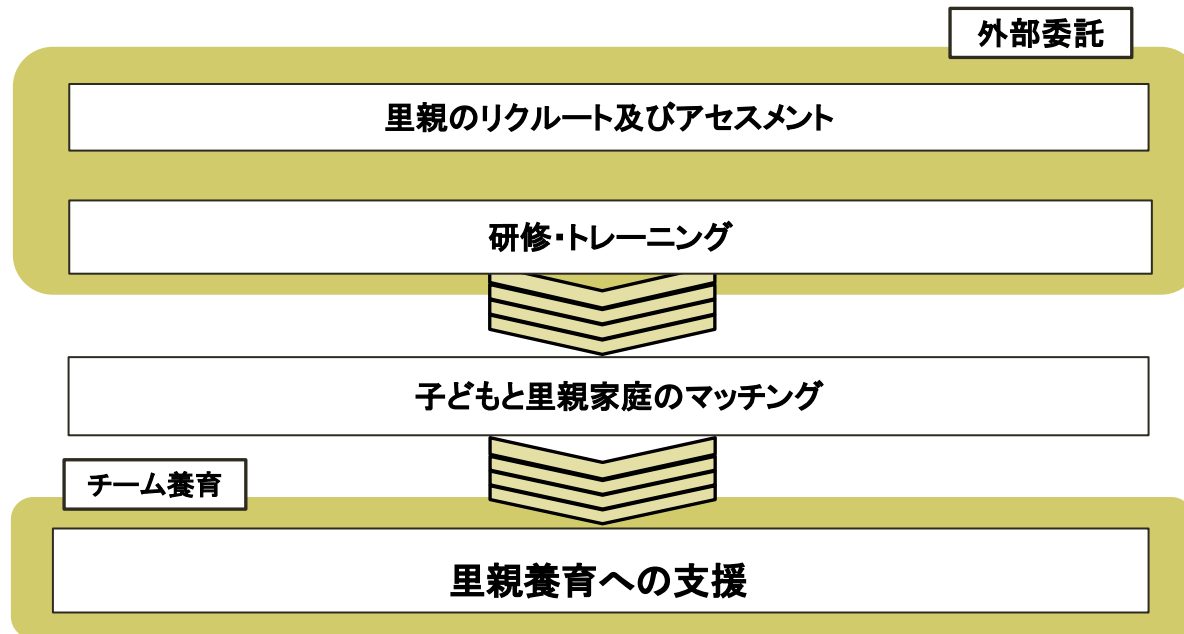
※養育家庭と養子縁組里親の二重登録。東京都は当時二重登録を行っていなかった。
なお、令和2年10月から東京都も二重登録を可能とした。

里親等委託率の推移

	R2.4.1	R3.3.31 事業概要	R4.3.31 事業概要	R5.3.31
里親等委託児童数合計	21	23	25	集 計 中
施設等入所児童数	102	85	80	
里親等委託率	17.1%	21.3%	23.8%	

令和2年度児童相談所開設時の体制

リクルートから研修・トレーニングを一元的に外部委託



・里親養育の支援については、チーム養育体制を継続

児童相談所開設以前に行われた里親会との意見交換などにおいて、子どもの養育委託後の支援については、現在の東京都の「チーム養育体制」による支援が評価されており、継続を強く望まれた経緯がある。そのため、区児童相談所開設時には「チーム養育」体制を継続し、里親養育支援の安定的な運営を目指した。

令和2年度からのフォスタリング業務全体図

		フォスタリング業務			
		外部委託			
委託先		《東京育成園》	《東京公認心理師協会》	《東京養育家庭の会》	《里親支援専門相談員》 ※児童養護施設等の職員
里親のリクルート 及びアセスメント		普及啓発、新規開拓 ・養育体験発表会の実施 ・インテーク ・新規登録、更新手続き補助			普及啓発
研修・ トレーニング		認定前・登録後・受託後更新時研修 ・乳児委託研修 ・トレーニング業務 ・フォローアップ研修			
子どもと里親家庭の マッチング		児童相談所業務			
里親養育への支援		《児童相談所業務の補助》 ・里親カウンセリング ・未委託家庭の定期巡回 ・里親等の相互交流 ・里親委託等推進委員会の運営 ・自立支援計画書の作成補助 ・一時保護委託の支援 ・自立に向けた相談援助、措置解除後の支援	里親関連情報提供(会のHP、機関紙) ・養育家庭支援事業 (養育家庭から「支援員」を選定し、他の家庭から相談を受けたり、交流会の企画立案をする)	子どもと里親の交流支援 ・委託後のアフターケア ・新規委託時フォローアップ訪問 ・定期巡回訪問(委託中家庭) ・育児家事援助者・学ボラの派遣調整	

《登録家庭数の増加に向けた広報・啓発の充実》

・行政では取り組みにくい多様な手法による活動を行い、更なる新規里親の開拓が可能となり、里親登録数の拡大につながる。 <取組み例:里親カフェ、養育家庭体験発表会(youtube)、映画上映会など>

《未委託家庭の養育力の向上》

・レスパイトケアの受け入れや一時保護委託などの短期間の預かりを経験を通じて、養育力の向上を図っている。
・個々の里親に対してアセスメントをした上で、個々のレベルに応じたバリエーション豊富な研修・トレーニングを実施している。

児童福祉審議会での検討結果1

～フォスタリング業務委託のあり方について～

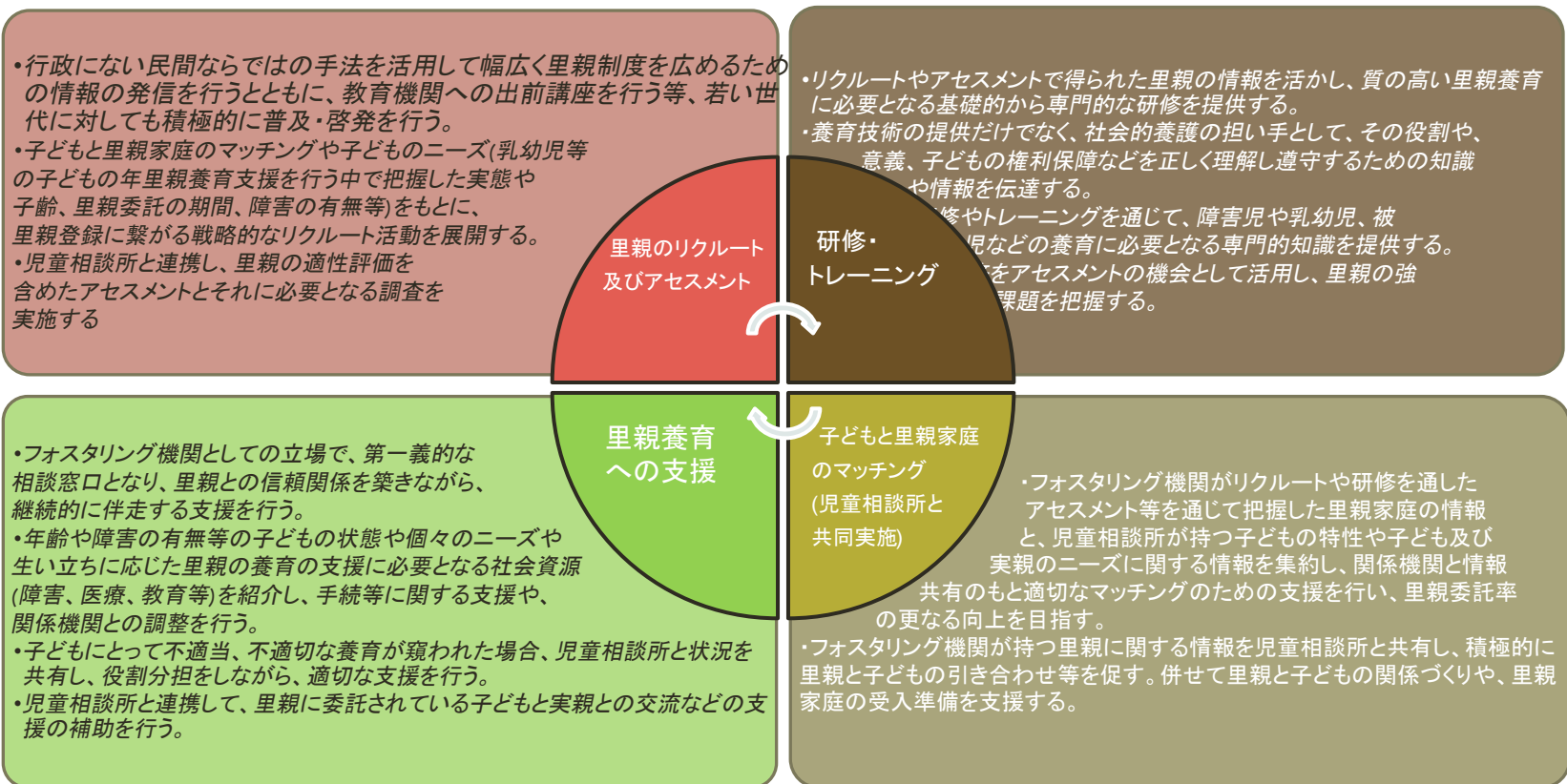
臨時部会では、以下の理由から、一連のフォスタリング業務を包括的に委託することが望ましいという結論に至った。

- ・養育家庭の当事者からも、わかりやすい第一義的な相談窓口を担うフォスタリング機関を期待する声強いこと
- ・包括的となることで里親の強みや課題が理解でき、里親や子どもと双方向の信頼関係の構築につながるため、より一層寄り添った支援の提供や相談を担うことが可能となること
- ・里親に関する一連の業務を包括的に行うことで里親子の状況や里親養育支援に係る全体像を把握することが可能となるとともに、フォスタリング業務全体を通して得られた情報をマッチングや里親養育の支援で活かすことができると
- ・フォスタリング機関としてのソーシャルワーク力(里親子の状況の総合的な把握、地域資源の活用と調整、地域との連携、支援のマネジメント等)の向上が期待できること

※なお、子どもの委託措置権限が児童相談所にあることを前提として、フォスタリング機関と児童相談所が共同実施のうえで、当面の間はフォスタリング機関が持つ里親の情報を児童相談所と共有し、適切なマッチングへと結び付けること。

児童福祉審議会での検討結果2

～包括的なフォスタリング業務が目指すべき支援像～



フォスタリング業務委託に関する事業者の選定結果について

《運営事業者の候補者名等》

- (1)事業者名 社会福祉法人 東京育成園
- (2)所在地 東京都世田谷区上馬4-12-3
- (3)代表者 千葉 茂明



《選定理由》

- フォスタリング業務委託における「里親制度のリクルート及びアセスメント」「研修・トレーニング事業」部分の受託歴があり、これまでに培ってきた経験を包括的業務委託後の各種取組みに活かし、里親委託率の向上に向けて効果的な事業展開が見込まれると評価された。
- 里親養育への支援の実施にあたって、豊富な経験を持つ児童養護施設職員が夜間相談体制のバックアップ体制の一翼を担うなど、当該法人が児童養護施設の運営法人であるというメリットを最大限活用していく視点が企画書に盛り込まれており、法人が一体となってフォスタリング業務を行っていくという実現性のある企画提案がされた点が評価された。
- 児童相談所やチーム養育体制の役割や機能について十分に理解するとともに、それらの機関と連携し効果的な支援体制を構築していく企画提案がされた点が評価された。
- 包括的なフォスタリング業務を行うにあたっては、里親支援専門相談員を始めとした他機関との連携及び役割分担の仕組みについて留意してほしいとの意見が付された。

令和5年度から世田谷区のフォスタリング体制が変わります。

現行体制	児童相談所	東京育成園	東京公認心理師協会
リクルート・アセスメント	—	○ 普及啓発に関するイベントの実施等	—
研修・トレーニング	—	○ 各種研修・トレーニングの企画、運営等	—
子どもと里親家庭のマッチング	○ 候補児童の決定から委託決定の各種事務	—	—
里親委託後支援	○ 相談支援や親子再統合に向けた面会交流支援等	—	○ 相談支援事業や里親委託等推進委員会の運営等
令和5年度	児童相談所	東京育成園	東京公認心理師協会
リクルート・アセスメント	—	○ 同上	—
研修・トレーニング	—	○ 同上	—
子どもと里親家庭のマッチング	○ 同上	○ 児童相談所と連携して里親候補家庭を検討等	—
里親委託後支援	○ 同上	○ 相談支援事業や里親委託等推進委員会の運営等	—

!
東京公認心理士協会が行っていた各種事業は東京育成園が引き継ぎます。

フォスタリング体制の主な変更点(東京育成園が担う業務)

1 子どもと里親家庭のマッチング支援

- ・委託候補児童に対して、フォスタリング機関がリクルートや研修を通じたアセスメント等により把握した区内の里親を児童相談所に推薦し、協働して候補家庭の選定を行う。
- ・子どもの引き合わせに同行、委託交流中の状況把握及び評価、ケースカンファレンスへの参加等



2 一義的な相談窓口の運営

- ・里親からの第一義的な相談窓口を運営し、情報の集約を行い、必要に応じて社会資源(福祉サービス、医療、教育等)を紹介し、手続きに関する支援や、関係機関との調整を行う。
- ・児童相談所の開所時間以外(平日:17時~21時、土日祝日:9時~17時)における里親からの電話等での子どもの養育に関する相談への対応。

3 実親子との面会交流支援

- ・面会交流の日時や場所の連絡調整
- ・面会交流中の里親の不安や悩み等に対し、必要な助言や相談等の支援
- ・里親への交流状況の報告

4 委託解除後のアフターケア

- ・委託解除後おおむね10年間、児童の状況の把握に努め、必要に応じて再就職支援や各種社会資源への繋ぎ等を行う。
- ・自立を目指す委託児童や里親家庭を訪問し、相談援助を行う。

5 その他

- ・レスパイト・ケア事業に関する事務※事業利用の決定権は児童相談所に帰属
- ・里親応援ミーティングに関する運営※ミーティング開催の決定権は児童相談所に帰属

児童相談所開設あたり、大事にしたかったこと

- フォスタリングについて、開設準備の段階から世田谷区の里親と共にあり方を考えていく
- 世田谷区の子どもは、世田谷区内で在宅から社会的養育まで一貫して支援したい
- 保護者との生活を基本に考え、在宅支援が困難な場合、必要な期間を社会的養育が担う(有期)とし、家庭復帰のためのプログラムを保護者と作成し、家族再構築をはかっていく
- 社会的養育の中でも代替養育を優先し、養育家庭への委託を基本とする
- 区内の養育家庭委託児童について、基本的には区内の養育家庭に委託したい
- 区児相はフォスタリング経験がなく、まずはマッチング、委託後の支援を自らが主体的に行うことで、里親を必要としている児童の判断、効果的な里親の検討、委託のタイミング等を実績を積むことが必要
- 児相が主体的フォスタリング機関と連携ができる基礎を固める

ご清聴
ありがとうございました。

